



鳥取県公報

平成18年 1月17日(火)
号外第3号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県宿舍管理規則の一部を改正する規則（2）（管財課） 2

———公布された規則のあらまし———

鳥取県宿舍管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 民間住宅の家賃との均衡を図るため、宿舍貸付料の算定方法を見直す。
- (2) 宿舍の施設である駐車場の公平かつ適正な利用を図るため、新たに当該駐車場の貸付料、使用手続等について定める。
- (3) 職員の異動の実態にかんがみ、入居できる職員の範囲を見直す。
- (4) 滞納防止及び収納事務の適正化を図るため、滞納者への督促手続を明確にするるとともに、納期限を見直す。

2 規則の概要

(1) 宿舍貸付料

宿舍貸付料の算定方法を見直す。

現 行：国の算定方法に準拠（基礎単価×面積）

改正後：県独自の算定方法（民間賃貸住宅等の市場価格を反映）

注）改正後宿舍貸付料 = { (近傍同種住宅算定家賃（公営住宅算定基準に準拠） × 市場調査補正率）
- 住宅手当相当額 } × (1 + 調整手当相当率)

(2) 宿舍駐車場の使用手続、貸付料等

ア 使用資格	自ら使用するため駐車場を必要とする入居者等であること。
イ 貸付者の決定手続	(ア) 貸付けを希望する者は、申込書を提出する。 (イ) (ア)の提出があったときは、知事は、貸付ける者を決定するものとする。
ウ 貸付料	月額によるものとし、地代を基礎として、宿舍ごとに決定する。
エ 明渡し手続	明渡しをしようとする者は、7日前までに使用中止届を提出しなければならない。
オ その他	入居者に課している保管義務のほか、増築等の禁止、滅失の届出等、明渡し等の義務を宿舍駐車場使用者についても課す。

(3) 入居できる職員の追加

県の公務員であった者で、退職して他の地方公共団体等の職員となったもののうち、知事が認めたものについても、宿舍に入居できるものとする。

(4) 貸付料の納付期限等

ア 貸付料の納付期限を原則としてその月の末日（現行 翌月10日）までとする。

- イ 納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、知事は、文書により督促するものとする。
- ウ 違約金は、延滞金につき年3.6パーセント（現行 8.25パーセント）の割合で計算した額とし、その額が100円未満のときは徴収しないものとする。

(5) 施行期日等

- ア 施行期日は、公布の日とする。ただし、(1)及び(4)のアは、平成18年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講じる。
- ウ 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する。

 規 則

鳥取県宿舍管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 1月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第2号

鳥取県宿舍管理規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県宿舍管理規則（昭和57年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下この条において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下この条において「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下この条において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 <u>次に掲げる者をいう。</u>	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 <u>常時勤務に服することを要する県の公務員（法律又は条例の規定により休職の処分を受けた者、停職の処分を受けた者、休暇を得、又は承認された者及び職務に専念する義務を免除された者並びに常時勤務に服することを要しない県の公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服するこ</u>

ア 常時勤務に服することを要する県の公務員（法律又は条例の規定により休職の処分を受けた者、停職の処分を受けた者、休暇を得、又は承認された者及び職務に専念する義務を免除された者並びに常時勤務に服することを要しない県の公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する県の公務員に準ずる者を含む。）

イ 県警察に常時勤務する国家公務員

ウ アに掲げる県の公務員であった者で、他の地方公共団体等の職員となるため退職し、当該地方公共団体等の職員となり、かつ、引き続いて当該地方公共団体等の職員として常時勤務しているもののうち知事が認めたもの

(2) 略

(3) 駐車場 前号の工作物その他の施設のうち、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第2条第1号に掲げる自動車の同条第3号に掲げる保管場所として職員に使用させるためのものをいう。

(入居資格等)

第5条 宿舍（駐車場を除く。以下この条、次条、第8条から第14条まで及び第16条から第20条までにおいて同じ。）に入居できる者は、次の各号に掲げる宿舍の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。

(1)及び(2) 略

2 略

3 駐車場を使用できる者は、宿舍に入居する者（以下「入居者」という。）又はその者と同居している者で、自ら使用するため駐車場を必要とするものとする。

(宿舍の入居者等の決定)

第6条 略

2及び3 略

4 駐車場の貸付けを希望する者は、第1項の宿舍入居申込書を提出する場合にあっては当該申込書に、前項の宿舍入居決定書の交付を受けている場合にあっては駐車場貸付申込書（様式第3号）にその旨を記

とを要する県の公務員に準ずる者を含む。）及び県警察に常時勤務する国家公務員をいう。

(2) 略

(入居資格)

第5条 宿舍に入居できる者は、次の各号に掲げる宿舍の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。

(1)及び(2) 略

2 略

(宿舍の入居者の決定)

第6条 略

2及び3 略

載して、知事に提出しなければならない。

- 5 知事は、前項の申込書の提出があったときは、速やかに駐車場の貸付けの可否を決定し、貸し付ける者に対し、その旨及び使用開始可能日を通知するものとする。

(入居期限等)

第8条 略

- 2 第6条第5項の規定により駐車場の貸付けの決定を受けた者（以下「駐車場使用者」という。）は、使用開始可能日から速やかに駐車場の使用を開始しなければならない。

(貸付料)

第11条 略

- 2 駐車場の貸付料は、月額によるものとし、地代を基礎として、宿舍ごとに知事が決定する。
- 3 月の中途において宿舍に入居し、若しくは駐車場の使用を開始し、又はこれらを明け渡した場合におけるその月分の貸付料は、日割により計算した額とする。
- 4 入居者又は駐車場使用者（以下「入居者等」という。）は、毎月分の貸付料を翌月10日までに県に納付しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、入居者等は、第3項に規定する場合その他のやむを得ない理由があると知事が認める場合は、知事が発行する納入通知書で指定する日までに貸付料を納付しなければならない。
- 6 知事は、入居者等が前2項に規定する納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、文書により督促するものとする。
- 7 入居者等は、第4項に規定する納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金額につき年3.6パーセントの割合で計算した額の違約金を納付しなければならない。ただし、当該納付期限までに支払わないことについて知事が災害その他のやむを得ない理由があると認めるとき、又は違約金の額が100円未満であるときは、この限りでない。

(費用負担)

第12条 入居者等は、宿舍又は駐車場（以下「宿舍等」という。）の使用に関し、次に掲げる費用を負担し

(入居期限)

第8条 略

- 2 月の中途において宿舍に入居し、又はこれを明け渡した場合におけるその月分の貸付料は、日割により計算した額とする。
- 3 宿舍に入居した者（以下「入居者」という。）は、毎月分の貸付料を翌月10日までに県に納付しなければならない。

(貸付料)

第11条 略

- 2 月の中途において宿舍に入居し、又はこれを明け渡した場合におけるその月分の貸付料は、日割により計算した額とする。
- 3 宿舍に入居した者（以下「入居者」という。）は、毎月分の貸付料を翌月10日までに県に納付しなければならない。
- 4 入居者は、前項に規定する納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金額につき年8.25パーセントの割合で計算した額の違約金を納付しなければならない。ただし、当該納付期限までに支払わないことについて、知事が災害その他のやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(費用負担)

第12条 入居者は、宿舍の使用に関し、次に掲げる費用を負担しなければならない。ただし、天災、時の

なければならない。ただし、天災、時の経過その他入居者等の責めに帰することのできない事由により宿舎等が損傷し、又は汚損した場合において、知事がその修繕又は改装をする必要があると認めるときの当該修繕又は改装に要する費用については、この限りでない。

(1)～(3) 略

(4) 宿舎等内外の清掃に要する費用

(5) 汚水処理槽その他の共同附帯施設の維持及び管理に要する費用

(6) 前各号に掲げる費用のほか、入居者等が通常負担すべき費用

(保管義務)

第13条 入居者等は、その入居し、又は使用している宿舎等（以下「入居宿舎等」という。）について善良な注意を払い、これを正常な状態において使用しなければならない。

2 入居者等は、その入居宿舎等の全部又は一部を第三者に貸し付け、又は居住若しくは駐車用の用以外の用に供してはならない。

(増築等の禁止)

第14条 入居者等は、その入居宿舎等について増築、改築、模様替えその他の工事を行ってはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 入居者等は、前項ただし書の規定により知事の承認を受けようとするときは、宿舎等増改築等承認申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項ただし書の承認をしたときは、その旨を入居者等に通知するものとする。

(滅失の届出等)

第16条 入居者等は、その入居宿舎等が滅失し、又は損傷したときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 入居者等は、その責めに帰すべき事由により宿舎等を滅失し、又は損傷したときは、知事の指示に従い、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

経過その他入居者の責めに帰することのできない事由により宿舎が損傷し、又は汚損した場合において、知事がその修繕又は改装をする必要があると認めるときの当該修繕又は改装に要する費用については、この限りでない。

(1)～(3) 略

(4) 宿舎内外の清掃に要する費用

(5) 高架水槽、受水槽、汚水処理槽その他の共同附帯施設の維持及び管理に要する費用

(6) 前各号に掲げる費用のほか、入居者が通常負担すべき費用

(保管義務)

第13条 入居者は、その入居している宿舎について善良な注意を払い、これを正常な状態において使用しなければならない。

2 入居者は、その入居している宿舎の全部又は一部を第三者に貸し付け、又は居住の用以外の用に供してはならない。

(増築等の禁止)

第14条 入居者は、その入居している宿舎について増築、改築、模様替えその他の工事を行ってはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 入居者は、前項ただし書の規定により知事の承認を受けようとするときは、宿舎増改築等承認申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項ただし書の承認をしたときは、その旨を入居者に通知するものとする。

(滅失の届出等)

第16条 入居者は、その入居している宿舎が滅失し、又は損傷したときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 入居者は、その責めに帰すべき事由により宿舎を滅失し、又は損傷したときは、知事の指示に従い、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(明渡しの請求)

第17条 知事は、入居者等が次の各号のいずれかに該当するときは、宿舍等の明渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為によって宿舍に入居し、又は駐車場を使用したとき。

(2)～(4) 略

(明渡し等)

第18条 入居者等が次の各号のいずれかに該当するときは、入居者等（その者が第2号の規定に該当することとなった場合には、その該当することとなった時においてその者と同居していた者。以下同じ。）は、その該当することとなった日から起算して30日以内に当該宿舍等を明け渡さなければならない。ただし、第1号から第3号までの規定に該当する場合で、やむを得ない理由があるときは、知事の承認を受けて、知事が指定する期間、引き続き当該宿舍等を使用することができる。

(1)～(3) 略

(4) 県において当該宿舍等を廃止する必要があるため、その明渡しを請求されたとき。

(5) 略

2 入居者等は、前項ただし書の規定により知事の承認を受けようとするときは、宿舍等明渡し猶予申請書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項ただし書の承認をしたときは、その旨を入居者等に通知するものとする。

4 入居者等は、第1項の明渡期限までに宿舍等を明け渡さなかったときは、当該明渡期限の翌日から明け渡した日までの期間に応ずる損害賠償金を支払わなければならない。この場合において、その損害賠償金の額は、当該宿舍等の当該期間に応ずる貸付料の3倍に相当する額とする。

(退去等及び検査)

第19条 略

2 駐車場使用者は、駐車場を明け渡すときは、明渡しをしようとする日の7日前までに、駐車場使用中止届（様式第9号）を知事に提出しなければならない。ただし、前項の規定により宿舍退去届を提出するときは、この限りでない。

3 入居者等は、宿舍等を明け渡すときは、当該宿舍

(明渡しの請求)

第17条 知事は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、宿舍の明渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為によって宿舍に入居したとき。

(2)～(4) 略

(明渡し等)

第18条 入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、入居者（その者が第2号の規定に該当することとなった場合には、その該当することとなった時においてその者と同居していた者。以下同じ。）は、その該当することとなった日から起算して30日以内に当該宿舍を明け渡さなければならない。ただし、第1号から第3号までの規定に該当する場合で、やむを得ない理由があるときは、知事の承認を受けて、知事が指定する期間、引き続き当該宿舍を使用することができる。

(1)～(3) 略

(4) 県において当該宿舍を廃止する必要があるため、その明渡しを請求されたとき。

(5) 略

2 入居者は、前項ただし書の規定により知事の承認を受けようとするときは、宿舍明渡し猶予申請書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項ただし書の承認をしたときは、その旨を入居者に通知するものとする。

4 入居者は、第1項の明渡期限までに宿舍を明け渡さなかったときは、当該明渡期限の翌日から明け渡した日までの期間に応ずる損害賠償金を支払わなければならない。この場合において、その損害賠償金の額は、当該宿舍の当該期間に応ずる貸付料の3倍に相当する額とする。

(退去及び検査)

第19条 略

2 入居者は、宿舍を明け渡すときは、当該宿舍を原

等を原状に回復し、知事の指定する職員の検査を受けなければならない。

(報告及び指示)

第20条 知事は、宿舍等の管理上必要と認めるときは、入居者等に対して必要な措置を指示し、又はその使用状況を報告させることができる。

(宿舍管理簿)

第21条 知事は、宿舍管理簿 (様式第10号) を備え、常時その状況を明らかにしておかなければならない。

様式第5号 (第14条関係)

<u>宿舍等増改築等承認申請書</u>	
職 氏 名 様	
<p><u>宿舍等</u>について、増改築等の工事をやりたいので、鳥取県<u>宿舍管理規則</u>第14条第2項の規定により、次のとおり申請します。</p>	
年 月 日	
申請者	所属名 職氏名
略	

様式第7号 (第18条関係)

<u>宿舍等明渡し猶予申請書</u>	
職 氏 名 様	
<p><u>宿舍等</u>の明渡しを猶予していただきたいので、鳥取県<u>宿舍管理規則</u>第18条第2項の規定により、次のとおり申請します。</p>	
年 月 日	
申請者	所属名 職氏名
略	

様式第10号 (第21条関係) 略

状に回復し、知事の指定する職員の検査を受けなければならない。

(報告及び指示)

第20条 知事は、宿舍の管理上必要と認めるときは、入居者に対して必要な措置を指示し、又はその使用状況を報告させることができる。

(宿舍管理簿)

第21条 知事は、宿舍管理簿 (様式第9号) を備え、常時その状況を明らかにしておかなければならない。

様式第5号 (第14条関係)

<u>宿舍増改築等承認申請書</u>	
職 氏 名 様	
<p><u>宿舍</u>について、増改築等の工事をやりたいので、鳥取県<u>宿舍管理規則</u>第14条第2項の規定により、次のとおり申請します。</p>	
年 月 日	
申請者	所属名 職氏名
略	

様式第7号 (第18条関係)

<u>宿舍明渡し猶予申請書</u>	
職 氏 名 様	
<p><u>宿舍</u>の明渡しを猶予していただきたいので、鳥取県<u>宿舍管理規則</u>第18条第2項の規定により、次のとおり申請します。</p>	
年 月 日	
申請者	所属名 職氏名
略	

様式第9号 (第21条関係) 略

第2条 鳥取県宿舍管理規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付料)</p> <p>第11条 宿舍の貸付料は、月額によるものとし、その標準的な建設費用の償却費、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、<u>近傍同種の住宅の家賃、住居手当相当額（職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第9条の5第2項第1号の例により算定した額をいう。）</u>その他の事情を考慮して、<u>宿舍ごとに知事が決定する。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>4 入居者又は駐車場使用者（以下「入居者等」という。）は、<u>毎月分の貸付料をその月の末日までに県に納付しなければならない。</u></p> <p>5～7 略</p>	<p>(貸付料)</p> <p>第11条 宿舍の貸付料は、月額によるものとし、その標準的な建設費用の償却費、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、<u>当該宿舍の経過年数、立地条件</u>その他の事情を考慮して、<u>宿舍ごとに知事が決定する。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>4 入居者又は駐車場使用者（以下「入居者等」という。）は、<u>毎月分の貸付料を翌月 10 日までに県に納付しなければならない。</u></p> <p>5～7 略</p>

第3条 鳥取県宿舍管理規則の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号 (第6条関係)

宿 舎 入 居 申 込 書

職 氏 名 様

宿舎に入居し、及び駐車場を使用したいので、鳥取県宿舎管理規則第6条第1項及び第4項の規定により、次のとおり申し込みます。

年 月 日

所属名
申込者 職氏名
住 所

入居を必要とする理由				
入居を希望する宿舎の所在地	(番号)			
入居希望年月日	年 月 日			
駐車希望台数	台 (自動車保有者氏名)			
入居予定家族の状況	続柄	氏名	職業(勤務先)	備考

注) 自動車保有者とは、駐車する自動車を現に主として使用している者をいう。

様式第2号 (第6条関係)

宿 舎 入 居 決 定 書

氏 名 様

年 月 日付けで申込みのあった宿舎の入居及び駐車場の使用については、鳥取県宿舎管理規則第6条第2項及び第5項の規定により、次のとおり決定しました。

年 月 日

職 氏 名

印

宿 舎 の 区 分	
宿 舎 の 所 在 地	(番号)
入 居 指 定 日	年 月 日
駐 車 指 定 台 数 等	台 (自動車保有者氏名)
貸 付 料	月額 円 ただし、 月分は 円とする。
備 考	
注 意 事 項	納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年3.6パーセントの割合で計算した額の違約金が発生します。

注) 自動車保有者とは、駐車する自動車を現に主として使用している者をいう。

様式第3号 (第6条関係)

駐 車 場 貸 付 申 込 書

職 氏 名 様

駐車場を使用したいので、鳥取県宿舍管理規則第6条第4項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

所属名
申込者
職氏名

宿 舎 の 名 称

(番号)

駐 車 場 の 所 在 地

駐 車 開 始 希 望 年 月 日

年 月 日

駐 車 希 望 台 数

台

自 動 車 保 有 者 の 氏 名

入 居 者 と 保 有 者 の 関 係

本 人 ・ 同 居 者

備 考

注) 自動車保有者とは、駐車する自動車を現に主として使用している者をいう。

様式第8号の次に次の1様式を加える。

様式第9号 (第19条関係)

駐 車 場 使 用 中 止 届

職 氏 名 様

駐車場の使用を中止しますので、鳥取県宿舍管理規則第19条第2項の規定により、次のとおり届けます。

年 月 日

所属名
届出者
職氏名

宿 舎 の 名 称	(番 号)
駐 車 場 の 所 在 地	
駐 車 中 止 予 定 年 月 日	年 月 日
駐 車 台 数	台
自 動 車 保 有 者 の 氏 名	
入 居 者 と 保 有 者 の 関 係	本 人 ・ 同 居 者
備 考	

注) 自動車保有者とは、駐車する自動車を現に主として使用している者をいう。

	する宿舎 に係るも の (6) 米子 市に所在 する宿舎 に係るも の (7) 畜産 試験場の 宿舎に係 るもの		西部総合 事務所長 畜産試験 場長			する宿舎 に係るも の (6) 米子 市に所在 する宿舎 に係るも の (7) 畜産 試験場の 宿舎に係 るもの		西部総合 事務所長 畜産試験 場長
五～八 略				五～八 略				
略				略				